

司法や法に関する教育について

1 小・中・高等学校等における司法や法に関する教育の考え方

- これからの中等教育においては、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を重視することが重要であり、このような視点から、司法や法に関する教育を推進していくこととしている。
- 小・中・高等学校等においては、児童生徒の発達段階や教科等の特質に応じ、法やきまりの意義、司法の仕組について理解させ、それらを自らの生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的にかかわろうとする態度を育成するような指導を行う必要がある。

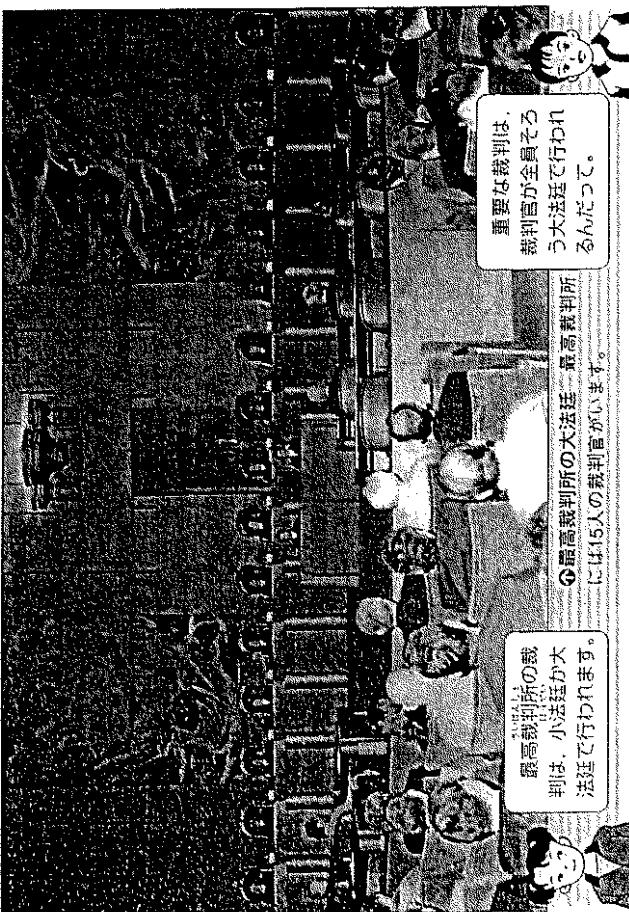
2 各教科等における具体的な指導

- ① 社会科及び公民科では、日本国憲法の基本的原則、法の支配、権利・義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障があること、裁判制度の概要など、法や司法に関して幅広く学習することとしている。
- ② 生活科では、具体的な活動や体験を通じてきまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。
- ③ 家庭科では、例えば、家族・家庭と法律など、生活課題を主体的に解決し、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられている。
- ④ 道徳の時間では、約束やきまり、法の意義を理解させ、それを守ることの大切さを指導することとしている。
- ⑤ 特別活動では、学級活動や児童会・生徒会活動の中で、学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために、話し合いなどの活動を開催し、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。
- ⑥ 新たに創設された総合的な学習の時間では、例えば、司法や法に関する課題などについて、各学校の判断で学習活動を設定することができるようになっている。

3 教科書の記述例

○ 教科書においては、例えば、中学校社会科の教科書では、法の意義や裁判制度等の司法の仕組についての記述のほか、より実感を伴う理解を促す観点から、裁判の傍聴体験に関する記述や、弁護士会による模擬裁判の指導や講師派遣に関する記述、刑事裁判や民事裁判の流れと弁護士への相談の仕方についてイラストやQ&Aにより分かりやすく説明している記述などもみられる。

また、中学校家庭科の教科書では、家庭生活と消費について学習する際に、例えば、生活と契約、クーリング・オフ制度、消費者保護に関する法律などについて触れ、生活と関連する法への关心と理解を促す記述がみられる。



5 法を守る裁判所

社会生活と法で生活していくためには、一定のルールが必要になります。法は、そのようなルールです。法は、わたしたちの権利を守るとともに、社会の秩序を保ちます。また、法は、社会生活のなかでの争いや犯罪を基準であります。社会では、人々の間で利益や考え方があたりで争いが起こったり、事故によつてけが人や死者が出たり、苦難や強盗のような犯罪が起こつたりします。そこで、これららの問題を解決するために、明確で客観的な法をあらかじめ決めておいて、それにしたがつて争いに決着をつけたことがあります。法の内容は、大多数の人々に支持される正しいものでなければなりません。

司法権と裁判所 法にもとづいて紛争を解決することを、裁判官または司法といい、その仕事を担当するものが裁判所です。裁判所には最高裁判所と下級裁判所があります。下級裁判所としては、高等裁判所、地方裁判所

があります。法律と裁判所の関係は、どうなっているのでしょうか。また、裁判所のしくみは、どうなっているのでしょうか。法律と裁判所の関係は、どうなっています。法を守るために、明確で客観的な法をあらかじめ決めておいて、それにしたがつて争いに決着をつけたことがあります。法の内容は、大多数の人々に支持される正しいものでなければなりません。

公民に チヤシ

裁判を傍聴しよう

①裁判所の受付で、当日どんな裁判があるかを見て、何を傍聴するかを決めます。(事前に電話して、中学生でも理解できる裁判を調べてみるとよい)

②個人でもグループでも傍聴できるが、先生や保護者といっしょに行くよ

う。

③裁判は平日行われます。午後の授業がないときや、夏休みなどを利用しましょう。

④希望者が多く、傍聴券(仙臺で配布)が必要な裁判もあります。家庭裁判所は、プライバシー保護のために傍聴できません。

⑤傍聴するときは、静かに聞きましょう。メモはとれますかが、録音や写真撮影はできません。

裁判を傍聴してわたしたちは、冤罪事件の裁判を傍聴しました。冤罪事件のことはニュースなどで知つてはいたものの、本当に身近に起こりうるのだと思いました。いくら被害者の問題といつても自分自身がよく考えて行動する、人の気持ちを考える、事件は世の中の動きと関係しているなど、この裁判からわたくしたちは多くのことを学びました。

冤罪事件のことはニュースなどで知つてはいたものの、本当に身近に起こりうるのだと思いました。いくら被害者の問題といつても自分自身がよく考えて行動する、人の気持ちを考える、事件は世の中の動きと関係しているなど、この裁判からわたくしたちは多くのことを学びました。

冤罪事件のことはニュースなどで知つてはいたものの、本当に身近に起こりうるのだ

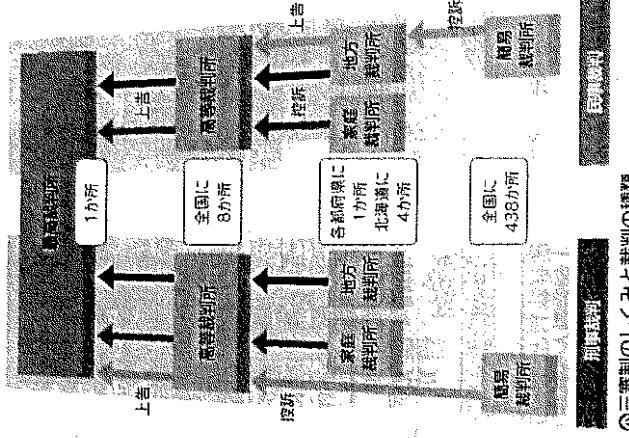
いました。いくら被害者の問題といつても自分自身

がよく考えて行動する、人の

気持ちを考える、事件は世の

中の動きと関係しているなど、

この裁判からわたくしたちは多くのことを学びました。



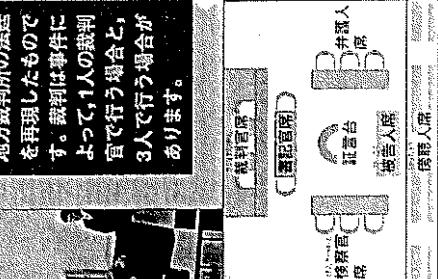
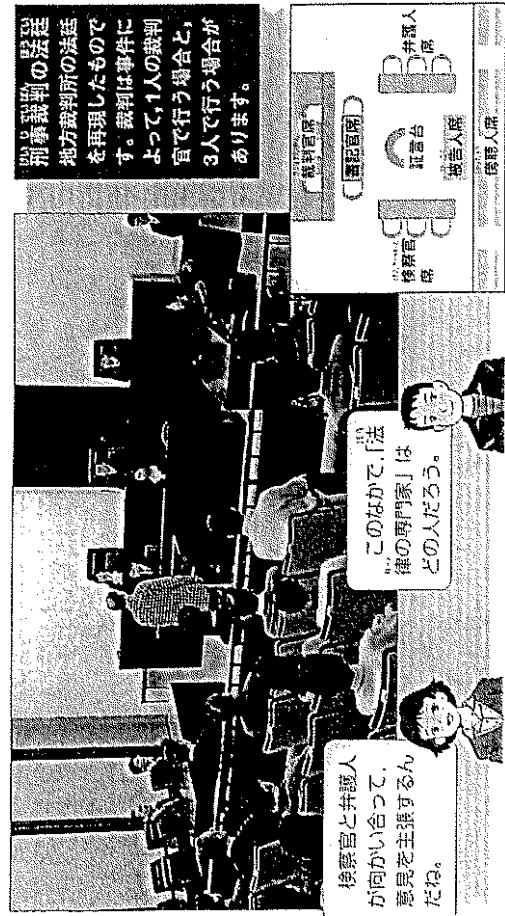
所、家庭裁判所、簡易裁判所の4種類があります。

裁判は、その事件の内容によって、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所のどれかで行われます。第一審の裁判所の判決に対して、第二審の裁判所に控訴し、さらに上告することができます。これを三審制といい、裁判を慎重に行い、人権を守るためにしくみです。裁判所は、当事者の言い分を聞いた上で判決を下し、紛争を最終的に解決します。

裁判は、適正な手続きによって公正中立に行われなければなりません。野球やサッカーワールドカップの審判が中立でなければならぬように、訴訟を担当する裁判官もまた、公正中立な態度をとらなければなりません。

そのための原則が、司法権の独立です。それは、国会や内閣などの外部の干渉によつて裁判が妨害されると、裁判の重大な権力が疑われる場合に認められる。やり直しの裁判を行います。

司法権が裁判で確定したあと、裁判の重大な権力が疑われる場合に認められる。やり直しの裁判を行います。かつて死刑の判決を受けた人が、冤罪によつて無罪となつた例もいくつかあります。



裁判には、民事裁判と刑事裁判とがあります。民事裁判は、貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったとかなど、私人の間の争いについての裁判です。自分の権利が侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起こし、裁判所の審理が始まります。訴えた人が原告となり、訴えられた人が被告となると、自分の意見を主張します。事件を担当する裁判官は、原告・被告人は、被告の言い分をよく聞いて、法律にもとづいて判決を下し、紛争の解決をはかります。

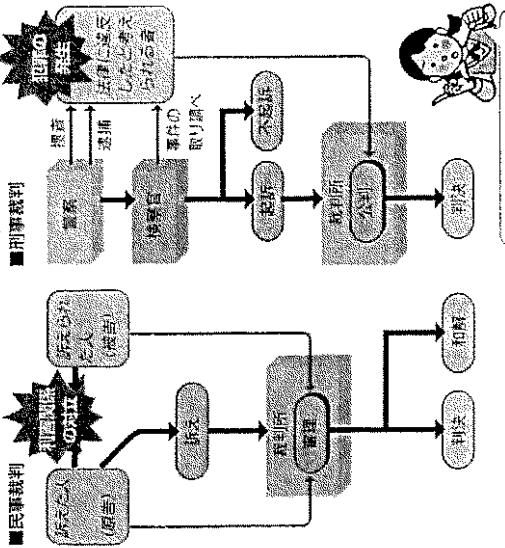
刑事裁判は、他人のものを盗んだり、わいろを受け取つたりする犯罪行為について、有罪・無罪を決定する裁判です。犯罪が起きると、警察官と検察官が犯罪を捜査し、罪をおかした疑いのある者(被疑者)をさがし、証拠を集めます。場合によつては、被疑者を逮捕したり勾留したりします。被疑者の容疑がかたまるとき、検察官は被疑者を被告人として裁判所に起訴します。裁判所は、被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合には刑罰をいわせます。

裁判では、法律や裁判手続きなどの専門知識が必要です。一般に、弁護士が訴訟の当事者や被告人の利益を擁護します。

司法を身近に

「司法を身近に感じてほしい」との考え方から、弁護士会が学校に弁護士を派遣している地域があります。弁護士は、1人の裁判官で行う場合と、3人で行う場合があります。

地域の弁護士会に問い合わせるときは、必ず先生の指示に従うようにしましょう。



6 裁判の種類と人権

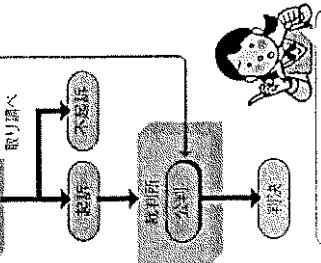
裁判を通じて、わたしたちの人権は、どのように守られているのでしょうか。

わたしたちの権利は、最終的には裁判によって確保されます。裁判所は、国民の権利を守る最後のとりでです。

とりわけ刑事案件では、強い力をもつ警察・検察の捜査が行き過ぎないように、法によって統制することが重要になります。例えば、警察官は、裁判官の発する逮捕令状や捜索令状がなければ、原則として逮捕・捜索はできません。被疑者が自己を強要されないようには、被告人は、有罪の判断を受けるまで無罪と推定され、公正で迅速な公開裁判を受けける権利を保障されています。

裁判をめぐる問題 日本では、民事裁判を利用する人があまり多くありません。その理由として、訴訟に費用と時間がかかること、身近に弁護士がないこと、國民が裁判を利用しにくいことなどがあげられます。國民が利用しやすい裁判制度にすることが課題となっています。また、訴訟費用や弁護士費用を支払うことのできない人は、裁判に訴えることができません。裁判費用を援助する法律扶助制度を、より充実させることが必要です。

■ 刑事裁判

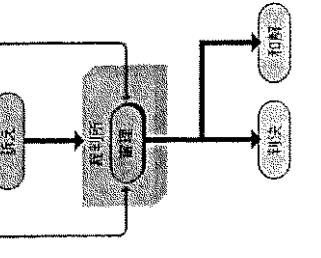


裁判の種類は、すごく時間がかかるのが問題になつてゐるんだよ。

①裁判の種類と手続きのあらまし 請求額が30万円以下の少額であれば、1回の審理で即日に判決が出る訴訟もできます。

死刑事件に関連して、死刑廃止の是非が問題になつています。死刑は非人間的な刑であり、爲つた裁判によって死刑が執行されると、とりかえしがつきません。日本では、死刑の存続を支持する世論がまだ強いですが、諸外国では、死刑を廃止している国が増えています。

■ 民事裁判



裁判と人権保障 よって確保されます。裁判所は、国民の権利を守る最後のとりでです。

裁判の種類と手続きのあらまし 請求額が30万円以下の少額であれば、1回の審理で即日に判決が出る訴訟もできます。

裁判をめぐる問題 日本では、民事裁判を利用する人があまり多くありません。その理由として、訴訟に費用と時間がかかること、身近に弁護士がないこと、國民が裁判を利用しにくいことなどがあげられます。國民が利用しやすい裁判制度にすることが課題となっています。また、訴訟費用や弁護士費用を支払うことのできない人は、裁判に訴えることができません。裁判費用を援助する法律扶助制度を、より充実させることが必要です。



7 三権の抑制と均衡

国会・内閣・裁判所の関係は、どうなっているのでしょうか。また、なぜこのようなくみがとれているのでしょうか。

これまで見てきたように、国の政治組織の原理として、権力分立の原則が採用されています。国の権力は、立法、行政、司法の三権に分けられ、それぞれ国会、内閣、裁判所という独立した機関によつて担当されています。この権力分立(三権分立)制は、国の権力が一つの機関に集中するときわめて強大になり、国民の自由をおびやかすことになるので、それを防ごうといふ考え方にもとづいています。

三権は、それまつたく独立しているわけではありません。むしろ、三権は、いろいろなかたちで、たがいに関係し合っています。立法権と行政権とは、議院内閣制によって結ばれており、衆議院の内閣不信任決議権と内閣の衆議院院解散権とで均衡がはかられています。立法権・行政権と司法権との関係では、裁判所の内閣不信任決議権と、議員定数の不均衡を達成する必要があります。しかし、これまでの最高裁判所の判例を見ると、違憲審査権の行使をひかえるという消極的な姿勢が見られます。違憲判決も、議員定数の不均衡を違憲とした判決などがあるだけで、あまり多くありません。最高裁判所には、「憲法の番人」として、積極的に違憲審査権を行使することが期待されています。

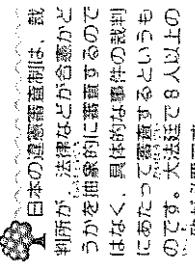
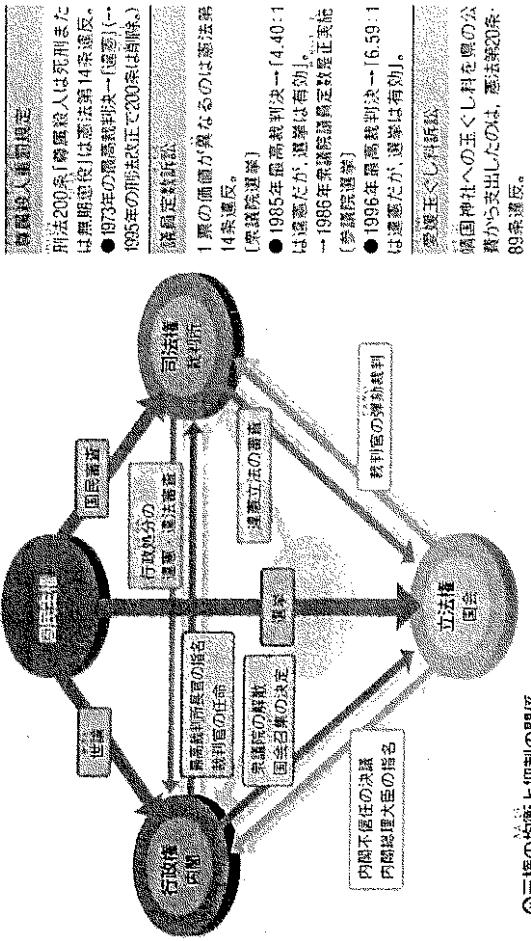
④三権の均衡と抑制の関係

とによって、権力の行き過ぎを防いでバランスのとれた政治が行われるのです。

違憲審査制 裁判所は、通常の裁判を行うとともに、特に法律や国の行為が憲法に違反しているかどうかを、憲法に照らして審査します。これが違憲審査制です。憲法が最高法規であることを確保して国民の人権を守るために、日本国憲法ではじめて設けられました。特に最高裁判所は、法令が合憲か違憲かについての最終決定権をもつており、「憲法の番人」とよぶにふさわしい地位にあります。

⑤最高裁判所の違憲判決の例

所法200条(尊原殺人は死刑または無期懲役)は憲法第14条違反。
●1973年の最高裁判決「[憲法]〔一九五〇年の刑法改正で200条は削除〕議員定数訴訟」
1票の過小が異なるのは憲法第4条違反。
【憲法院選挙】
●1985年最高裁判決「[4.40.1]は違憲だが、選挙は有効」。
→1986年衆議院議員定数修正実施(參議院選挙)
●1996年最高裁判決「[6.5.1]は違憲だが、選挙は有効」。
參議院議員定数修正実施
憲法第14条違反。
●1997年最高裁判決「[憲法]」
憲法第14条違反。



最高裁判所の裁判官は、国民の投票によって審査されます。これによって、主権者である国民が裁判所の仕事を監督することになります。

裁判のしくみ

同一の事件において、刑事裁判と民事裁判がおこされることがある。



未成年者の刑事事件

成人が罪を犯した場合は、地方裁判所や簡易裁判所で、上にあげた例のように、刑事裁判を受けることもある。では、20歳未満の少年が罪を犯した場合はどうだろうか。少作のはいは、家庭裁判所で、保護観察・少年院送致・不処分などの処分がきめられる。成人とあつかいがちのうのは、少年に対しては、罰をあたえることよりも、立ち直るきっかけをあたえることが第一に

考えられているからだ。ただし、年長の少年が重大な事件をおこしたときは、刑事裁判を受けることもある。家庭裁判所のしきと家庭裁判所では、少年が起こした事件の他に、離婚や遺産争いなど家族のあいだでの争いごともあつかっている。はじめから裁判を行うのではなく、調停委員が両方の言いふんをよく聞き、できるだけ話し合いを解決するしくみになっている。



裁判費用を払えないときははどうしたらいいの？

裁判費用を払えない人のために、法律扶助協会による法律扶助制度がある。この制度を利用すれば、裁判を申し立てたり、裁判に応じるために費用や、弁護士に使う費用を立て替えてもらえる。また、刑事事件で起訴されたときには、弁護士会から当番の弁護士を派遣してもらうことができる。

2 消費者としての自覚をもとう

2図 悪質商法の例



次のような場面に出会ったら、どのように行動したらよいでしょうか。

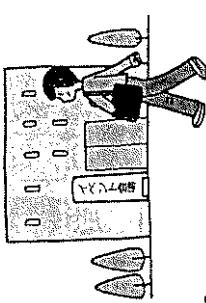
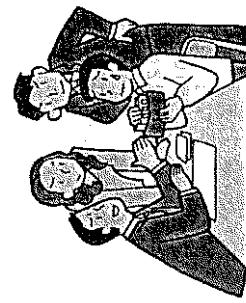
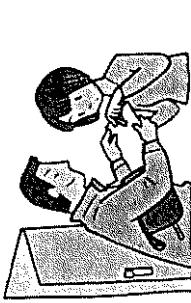
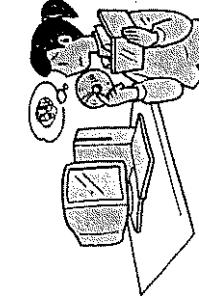
契約成立によって生じる権利と義務(売買契約の場合)
「商品を支払う義務」「商品を受け取る権利」「商品を渡す義務」「代金を受け取る権利」

わたしたちの生活と契約 わたしたちは、毎日の生活で多くの物資やサービスを契約によって手に入れています。契約とは、法律によって保護されている約束ごとで、たかがいに強制されることなく、自由な立場で合意し、成立します。契約することによって、守らなければならない権利と義務が生じます。契約したことは責任をもつて実行します。

消費者を取り巻く問題 購入を強くすすめられて、よく考えずに、つい契約をしてしまうことはないでしょうか。消費者自身が契約の条件を確認しながらするために1回のような問題がおきたり、2回のような悪質商法が急増したりしています。

1図 通信販売での問題例

①雑誌の広告を見て、スポーツグッズを買おうと思い、業者に電話をかけた。ほしいサイズはないとのことだったが「大きめにできているので、だいじょうぶ。」といわれて申しこみ、代金も支払った。しかし、やはり小さいので解約を申し出たら断られた。



(トラブル例) 親が留守のとき新聞の販売員が来て、いつもと違う新聞の更新のよなごとをいったので、書類に印をおした。あとで、別の新聞だと気づいた。

チケットセーフ
街頭で消費者を呼び止め、その場で勧誘したり、喫茶店や店舗に連れこみ、商品などを購入させる商法

(トラブル例) 駅の近くで「アンケートに答えてほしい」と声をかけられた。アンケートに答えたあと「映画のチケットをほしくないか」といわれて「2枚ほしい」といったら「4000円払え」といわれ、「それならいい」といったら、3人の販売員に囲まれ、こわくなつて金を払ってしまった。

アボインメントセールス
電話等で「抽選にあたつた!」などといって喫茶店や営業所に呼び出し、商品などを購入させる商法

(トラブル例) 「イベントをやっている。見て損はないから」という電話で呼び出され、指定された営業所に出向いた。パソコンのことをいろいろ聞かれて答えているうちに断りきれなくなつて、パソコンを買う契約をしてしまったが、支払えない。

マルチマーケティング
商品を購入させて会員にし、「あなたも商品を購入して会員になります、ほかの人を勧誘するど、とてももうかる」といつて、友人や知人を勧説させる商法

(トラブル例) 友人から、「化粧品を買って会員になり、ほかの人を勧説すると、とてももうかる」と説かれた。わたしが勧説したAが会員になつて化粧品を買ふと、代金の何%かがわたしのものうけになり、Aが会員になつてBを同じように勧説すると、Bが買った化粧品の分もわたしのものうけになるのだという。こうして、会員が広がっていくので、とてももうかるといわれて契約したが、買ってくれる人がいないので、在庫をかかえて困つている。

ダブルイフクション
注文していない商品を一方的に送りつけ、商品の代金を払わせる商法で、送りつけ商法ともいう

(トラブル例) 小包が届いたので開封したら、注したおぼえがないビデオテープと代金の請求書が入っていた。代金を払つてしまつたが、納得できない。

消費者の4つの権利を実践しよう

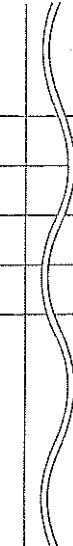
消費者の権利を保護するうえで、基本的な考え方として普及しているのは、1962年にアメリカのコネティカット州が示した「消費者の4つの権利」です。



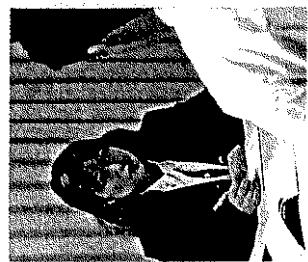
毎日の生活の中でこれら4つの権利を用いて、どのような行動をしているでしょうか。

・実行記録ノート
(自分の行動をかいて実行した権利に○をつけよう。)

わたしの行動	商品がこわれていたので、	買った店に問い合わせた。	その他の
○	○	○	

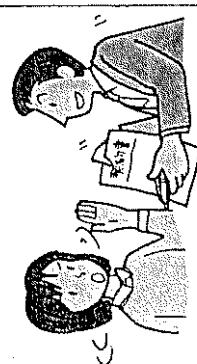


クーリング・オフ制度 店舗以外の場所で契約した場合は、一定の期間であれば、クーリング・オフ制度を利用して解約することができます。また、問題が起きた場合には、地域の消費生活センターなどに、すぐ相談しましょう。



国民生活センターと消費生活センターは、消費者のくらしを支援するために設けられたものです。国民生活センターは全国、消費生活センターは地方公共団体の機関です。それ消费者への情報提供、苦情処理、商品テストなどを行っています。

被害にあわないための注意



- (1)近づいてきても相手にしない。
いらないときははつきり断る。
- (2)ほしいと思っても、本当に必要なものか、代金を払えるかどうかよく考える。
- (3)契約する場合
・契約書をよく読む。
・明確に書いてあることもある。
・買ううがつに買うといつたり、サインをしてたりしない。その意思がなくても、契約は成立する。
- (4)代金はその場で全額を支払わない。

p.213 「生活の中の法律」

消費者契約法 消費者と事業者が結ぶすべての契約に適用される。事業とちがうことを行われた、きいていければ契約しなかつたような「欠点」をいわなかつた、契約しないと帰してもらえない、などの理由で契約した場合は契約を取り消すことができる。また、契約書の取り決めのうち消費者に著しく不利な取り決めは無効になる。2001年4月施行。

消費者の権利と保護 消費者問題が社会的な問題として取り上げられてくると、1968年に消費者保護基本法が制定され、国や地方自治体、企業がなすべきことが明確にされました。またその後も、社会的な必要から、消費者契約法や製造物責任(PL)法、容器包装法やサイクル法など、消費者にかかわる法律が制定されています。わたしたち消費者は、生活をめぐるこれらの法律に関心をもち、また理解につとめようになります。

消費者契約法 消費者と事業者が結ぶすべての契約に適用される。事業とちがうことを行われた、きいていければ契約しなかつたような「欠点」をいわなかつた、契約しないと帰してもらえない、などの理由で契約した場合は契約を取り消すことができる。また、契約書の取り決めのうち消費者に著しく不利な取り決めは無効になる。2001年4月施行。